

那須塩原市空き家バンク利用子育て世帯転居補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、那須塩原市空き家バンク実施要綱（平成28年那須塩原市告示第44号。以下「空き家バンク要綱」という。）に規定する空き家バンクの利用を促進するため、空き家バンクを利用して市内に定住する者に対して空き家バンク利用子育て世帯転居補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、那須塩原市補助金交付規則（平成17年那須塩原市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 定住 本市の住民基本台帳に記録され、かつ、継続して居住することをいう。
- (2) 登録空き家 空き家バンク要綱第2条第1号に規定する空き家で同要綱第5条第2項に規定する登録が行われている物件をいう。
- (3) 対象児 補助金の交付申請日時点において、18歳未満の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含む。）をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、次の各号のいずれにも該当する世帯の代表者とする。

- (1) 登録空き家を購入して居住し、かつ、10年以上定住する意思のある世帯
- (2) 対象児と同居する世帯
- (3) 市区町村が賦課する税に滞納がない世帯

(補助金の額)

第4条 補助金の額は対象児1人当たり5万円とし、対象児1人に対する補助金の交付は1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、登録空き家の売買契約を行った日(当該空き家に係る改修工事を行う場合には、当該改修工事の完了の引渡しを受けた日)から30日を経過する日までに、空き家バンク利用子育て世帯転居補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 登録空き家の売買契約書の写し

(3) 改修工事を行った場合にあっては、当該改修工事の完了の引渡し日を確認できる書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、空き家バンク利用子育て世帯転居補助金交付等決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 前条の規定により補助金交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付決定を受けた日から30日を経過する日又は当該日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに、空き家バンク利用子育て世帯転居補助金実績報告書(様式第4号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 登録空き家に転入し、又は転居した後の世帯全員の住民票の写し

(2) 世帯全員分の市区町村が賦課する税に滞納がないことを証する書類

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の額を確定し、空き家バンク利用子育て世帯転居補助金額の確定通知書（様式第5号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに空き家バンク利用子育て世帯転居補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年7月1日から施行し、平成28年4月1日以後に売買契約を締結した登録空き家の購入について適用する。

(経過措置)

2 第5条の規定にかかわらず、平成28年4月1日から同年6月30日までに売買契約を行った登録空き家に係る補助金の交付申請については、この告示の施行の日から30日を経過する日までにすることができる。